

介護と人生

仕事・子育てと
どう両立させる？

18

日本エルターライフ協会 代表理事
ケアライフアドバイザー

柴本美佐代

別居介護

別居介護の場合には、介護以外にさまざまな問題が起きます。

最も大きなことは経済的な負担についてです。通院の付き添いで使ったタクシー代や、介護に通うための交通費、自分自身の食事代や通信費など間接的な経費は介護者の負担となることが多いのですが、本人に支

払える能力があっても家族間で請求するのは難しいものです。認知症で財産の管理ができなくなると成年後見を利用した場合も、家族のこうした経費は認められにくく相続の際のもめ事の原因ともなります。

お金のことをきちんと話し合い、介護者の負担にならないように月間の経費を預けておいてその中から費用を出すことも良い方法です。その場合は領収書を残しておけば問題も減り節税にも役立つでしょう。

途中から親を呼び寄せて同居する場合は、事前に確認しておくことがあります。親の所得がどの程度かということですね。

最も簡単なのは、市町村民税の課税対象かどうかを確かめることです。非課税

途中同居の場合、親の収入を確認

世帯であれば、低所得向けのさまざまな負担軽減を受けていると考えられます。介護保険料や後期高齢者医療の保険料は所得によって異なります。保険料だけでなく、自己負担の割合も変わります。その他、介護サービスとの自費部分についても軽減を受けられるので、同居して家族に課税対象者がいると、それらの軽減が全て受けられなくなります。

65歳以上の1号被保険者の保険料は保険者ごとに保険料が異なり、最も高いところと低いところでは3倍もの差があるので、今住んでいるところと移転先の保険料の差も調べましょう。

親の家が持ち家の場合、空き家でも固定資産税や火災保険料などは継続しますし、管理をするためには水道光熱費がかかることも忘れてはなりません。貸したり売却したりするには、家財などの処分をしなくてはならず、思っている以上に時間がかかるものです。



別居介護の場合
介護者に色々負担がかかる

付き添いタクシー代
介護に通う交通費
食事代や通信費

